

宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成24年4月27日

宮城県監査委員 安 藤 俊 威
宮城県監査委員 菅 間 進
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子
記

1 監査委員の報告日

平成24年2月24日

2 通知のあった日

平成24年3月30日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税收の確保に努められたい。

(内容)

・ H22年度収入未済額

現年度分 140,621,211円

過年度分 420,928,048円

合 計 561,549,259円

・ H21年度収入未済額

現年度分 180,003,959円

過年度分 382,157,987円

合 計 562,161,946円

ロ 措置の内容

個人県民税については、管内市町と住民税徴収対策会議を開催し、滞納縮減に係る諸課題について、検討及び情報交換を行った。また、希望する市町に対し、共同催告、地方税法第48条直接徴収及び特別徴収未実施業者への働きかけを実施した。

個人県民税を除く税目については、被災した滞納者に配慮しつつ、被災のない滞納者にあっては、早期に滞納処分を執行するため、不動産及び各種債権等の調査を速やかに実施した。

滞納処分の実施に当たっては、震災の影響で現年度分の課税時期がずれ込んだこともあり、滞納繰越分を中心に預貯金や生命保険解約返戻金等の債権を中心に積極的な差押えを実施した。

なお、滞納額の10%を占める自動車税については、より一層の徹底した財産調査を実施し、効率的・効果的な差押えを実施し滞納額縮減に努めた。

(2) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H22年度収入未済額

現年度分 221,797,235円

過年度分 495,638,217円

合 計 717,435,452円

・ H21年度収入未済額

現年度分 195,364,471円

過年度分 458,334,636円

合 計 653,699,107円

ロ 措置の内容

東日本大震災の影響が続く中、平成23年度の税収確保は極めて厳しい状況下にあるが、収入未済の解消に向けては、平成23年度県税滞納額縮減方針に基づき、以下のとおり徴収対策を講じた。

1 個人県民税について

滞納額縮減に有効である特別徴収義務者の一斉指定を管内市町に働きかけ、大崎市が平成25年度からの一斉指定を目指すこととなった。同市が計画どおり実施できるよう支援するとともに、管内他町にも引き続き働きかけていくこととしている。また、地方税法第48条の県による直接徴収は、前年度に引き続き加美町から引継ぎがあり、前年度を上回る徴収実績を挙げた。

2 自動車税について

現年度分の納期限が、例年より5か月遅れとなったことから、当面滞納繰越分について、差押えを軸に強力的に滞納整理を行った。その結果、平成24年3月7日時点で、既に平成22年度過年度分収入未済額(56,834千円)を10,000千円余り下回る成果を挙げ、現在更なる縮減に取り組んでいる。

3 その他県税について

滞納者の被災状況を慎重に調査し、被災により換価価値の失われた差押財産の解除、滞納処分の停止、延滞金の減免等個々の実情に応じた滞納整理を行った(自動車税も同様)。

(3) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H22年度収入未済額

現年度分 41,820,676円

過年度分 129,037,413円

合 計 170,858,089円

・ H21年度収入未済額

現年度分	101,138,971円
過年度分	118,292,624円
合 計	219,431,595円

□ 措置の内容

滞納額が最も多い個人県民税徴収対策として、特別徴収への移行を促進するため、昨年に引き続き事業所を訪問して働きかけを行うとともに、税務署等が主催する年末調整説明会（管内2か所で実施）において、約240枚のチラシを配布し、早期の移行を促した。

また、市と共同で一斉催告書による納付催告を行った。

個人県民税以外の滞納繰越分対策として、滞納繰越者全員の住民税課税状況調査を実施し、滞納者の担税力を把握するとともに、その結果を元に管理者がその後の滞納整理の方向性を具体的に職員に指示し、進捗状況の把握やフォローアップを行い滞納者数の削減を図っている。

さらに、個人住民税に次いで滞納額が多い自動車税の現年度対策として、2月に一斉差押え予告書を発送し、指定納期限内の1ヶ月間で約25百万円の納付に結びつけた。それでもなお納付意思が認められない滞納者に対しては、預貯金調査を実施し、差押えを行うこととしている。

(4) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、未熟児養育費負担金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

（内容）

生活保護扶助費返還金

・ H22年度収入未済額

現年度分	1,125,392円
過年度分	10,626,310円
合 計	11,751,702円

・ H21年度収入未済額

現年度分	5,259,350円
過年度分	6,100,331円
合 計	11,359,681円

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H22年度収入未済額

現年度分	5,003,835円
過年度分	14,556,726円
合 計	19,560,561円

・ H21年度収入未済額

現年度分	4,384,670円
過年度分	12,331,301円
合 計	16,715,971円

未熟児養育費負担金

・ H22年度収入未済額

現年度分	49,797円
------	---------

過年度分	159,016円
合 計	208,813円

・ H21年度収入未済額

現年度分	108,236円
過年度分	69,070円
合 計	177,306円

過誤払返納金（生活保護扶助費返納金）

・ H22年度収入未済額

現年度分	271,768円
過年度分	0円
合 計	271,768円

・ H21年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	0円
合 計	0円

□ 措置の内容

生活保護扶助費返還金

平成23年度収入未済額の縮減に向け数値目標を設定し、目標の達成に向けた対応を進めている。

生活保護受給中の債務者については、債権管理担当者と地区担当者が、現在受給していない債務者については、債権管理担当者が電話や訪問等により随時納入指導や督促を行っている。なお、滞納者に対しては、定期的に督促状を発送し、納入を指導した。

一括での返還が困難な債務者に対しては、履行延期の特約申請を指導し、分割納入により未済額の縮減に努めた。

また、収入未済発生を未然に防止するため、収入申告及び保護費返還の義務の周知徹底を図っている。

定期的な訪問により、生活状況や収入の把握に努めるとともに、年金事務所照会による年金受給資格、受給開始時期等の再確認など、収入変動の早期発見や事前把握に努めている。

（平成23年度収入額数値目標	949,700円）
平成22年度決算時収入未済額	11,751,702円
平成24年2月末現在納入額	776,662円
平成24年2月末現在収入未済額	10,975,040円

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

所内母子寡婦福祉資金貸付金償還対策会議を開催し、滞納者の償還状況や経済状況を基に個々の状況に応じた償還指導方法を決定し、これにより電話・文書による督促のほか、自宅及び勤務先の訪問による生活状況に応じた分割納入等の指導を行った。また、訪問時間帯を夕方に変更する等により、長期にわたり面会でできなかった滞納者も含めて償還指導を行った。

未然発生防止策として、貸付申請があった場合、借受人、連帯借受人はもとより、原則、連帯保証人も含めて面接を実施した。また、償還期間到来前に借受人に来所を促し、面接により改めて償還について説明し意識付けを行うことにより新規滞納の防止に努めるとともに、滞納発生初期において重点的な償還指導を実施するなど滞納の常態化の

防止に努めている。

平成22年度決算時収入未済額	19,560,561円
平成24年2月末現在納入額	2,977,136円
平成24年2月末現在収入未済額	16,583,425円

未熟児養育費負担金

収入未済を縮減するために、滞納者宅への訪問を、H23年度は延べ6回実施した。

訪問は事前連絡なしで実施し、滞納者本人が在宅した場合には本人に説明するが、不在の場合でも滞納者の親族（父母等）に事情を説明し納入を促した。

収入未済発生を未然に防止するため、養育医療申請時に養育医療で行える給付範囲、自己負担額の決定方法などの説明と納入通知書の発送時期、指定金融機関での支払い方法など今後の流れについても詳細に説明を行った。また、平成23年8月には管内各市町を訪問し、当該制度の周知徹底（乳幼児医療との関係も含む。）を図っている。

平成22年度決算時収入未済額	208,813円
平成24年2月末現在納入額	48,341円
平成24年2月末現在収入未済額	160,472円

過誤払返納金（生活保護扶助費返納金）

電話や文書等により随時督促を行ったが、廃止ケースがほとんどで、高齢や収入減となり現在の生活維持がやっとの状態であるため、回収が困難となっている。

平成22年度決算時収入未済額	271,768円
平成24年2月末現在納入額	0円

(5) 北部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

（内容）

生活保護扶助費返還金

・ H22年度収入未済額

現年度分	1,806,036円
過年度分	10,119,316円
合 計	11,925,352円

・ H21年度収入未済額

現年度分	1,565,993円
過年度分	9,000,040円
合 計	10,566,033円

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H22年度収入未済額

現年度分	1,079,200円
過年度分	3,754,047円
合 計	4,833,247円

・ H21年度収入未済額

現年度分	1,086,250円
過年度分	3,614,097円
合 計	4,700,347円

□ 措置の内容

当所においては、「北部保健福祉事務所徴収金等納入事務実施要領」を定め、所内に所長を座長とする「未収債権回収対策検討会議」及び回収の実務に当たる「未収債権回収チーム」を設置するとともに、年度毎の縮減目標額を盛り込んだ取組方針を作成し、収納促進と債権管理に努めている。

平成23年度の具体的な取組としては、検討会議において回収の進捗状況の確認と困難ケースを中心とした対処方法等に関する検討を行うとともに、回収チームを中心に家庭訪問や電話・文書での督促等を鋭意実施した。特に、新たな取組として、2月を「未収債権回収強化月間」に定め夜間や休日を含めて延べ45件に及び集中的な訪問指導を実施した。

平成24年2月末現在の収入未済額及び平成22年度からの縮減額は以下のとおりである。

生活保護扶助費返還金

現年度分	1,740,879円
過年度分	9,789,816円
合 計	11,530,695円
縮 減 額	394,657円

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

現年度分	659,050円
過年度分	3,882,897円
合 計	4,541,947円
縮 減 額	291,300円

(6) 仙台三桜高等学校

イ 監査委員の報告の内容

収入証紙の貼用事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

入学者選抜手数料に貼付された収入証紙に、消印処理が行われていなかったもの

- ・ 件 数 493件
- ・ 金 額 1,084,600円

□ 措置の内容

入学者選抜手数料の収入証紙への消印処理を入学願書受理と同時に、収入証紙消印者が確実に行うこととした。

また、証紙貼用実績簿に記帳整理する際には、収入証紙への消印状況を、事務室長若しくは事務次長が確認することとした。